

参 考 资 料

不妊治療の種類

- 現在我が国において実施されている不妊治療
 厚生科学審議会生殖補助医療部会の検討対象とされた不妊治療

I 一般的な不妊治療

- 排卵誘発剤などの薬物療法
- 卵管疎通障害に対する卵管通気法、卵管形成術
- 精管機能障害に対する精管形成術

II 生殖補助医療

1. 人工授精

精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入し、妊娠を図る方法。乏精子症、無精子症、精子無力症などの夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。精子提供者の種類によって、以下のように分類される。

(1) 配偶者間人工授精 (AIH)

(2) 非配偶者間人工授精 (AID)

2. 体外受精・胚移植 (IVF-ET)

人為的に卵巣から取り出した卵子を培養器の中で精子と受精させ、受精後の受精卵や胚を子宮腔や卵管に戻し、妊娠を期待する方法。高度の卵管通過障害による不妊症などに対する治療として用いられる。

精子・卵子・胚の提供者の種類によって、以下のように分類される。

(1) 配偶者間体外受精

(2) 非配偶者間体外受精

① 提供精子による体外受精

② 提供卵子による体外受精

(3) 提供胚の移植

3. 代理懐胎 (代理母・借り腹)

(1) 代理母

夫婦のうち、妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できずかつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。

(2) 借り腹

夫婦のうち、夫の精子と妻の卵子が使用できるが、子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。

○ 不妊治療患者数の推計

1. 推計方法

- 平成11年2月に実施した厚生科学研究「一般国民（対象4000名）に対する調査結果」を用いた。
- 調査は本人又は配偶者について不妊治療の状況を聞いた。
- 調査から各年代別女性の人口にその率を掛けて患者数を推計した。

2. 結果

	排卵誘発剤	人工授精	体外受精	顕微授精	その他	合計
現在受けている	165,500	35,500	17,700	14,500	51,600	284,800
過去に受けた	709,000	271,500	99,900	14,500	340,000	1,434,900
治療して子供が産まれた	314,500	37,800	35,500	35,500	190,000	613,300
合計	1,189,100	344,800	153,200	64,400	581,500	2,333,000

注：表の縦方向は解答に重複はなく、横方向は解答に重複がありうる。

現在受けている治療が重複していなければ、現在、約28万5千人が不妊治療を受けていると推測される。

3. 結論

以上より、現在、約28万5千人の人が不妊治療を受けていると推測される。

（厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究「生殖補助医療技術に対する医師及び国民の意識に関する研究班」主任研究者 矢内原 巧、分担研究者 山懸 然太郎）

○日本産科婦人科学会登録施設数と 登録施設における患者総数・出生児数

(1) 体外受精・胚移植（配偶者間体外受精）等を実施する登録施設及び出生児数

① 体外受精・胚移植等を実施する登録施設数及び出生児数

○ 登録施設数：527施設（平成13年3月31日現在）

○ 患者総数：47,742人（平成11年）

○ 出生児数：11,929人（平成11年）<平成11年までの累計出生児数：59,520人>

（内訳：体外受精・胚移植（IVF・ET）：11,672人、その他（配偶子卵管内移植（GIFT）、接合子卵管内移植（ZIFT）等）：257人（平成11年））

② 体外受精・胚移植等を実施する登録施設数及び出生児数の推移

	～昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
登録施設数	—	124	156	189	237	270	303	348	388	394	442	471	(474)	(527)
出生児数	211	449	1048	1700	2626	3554	4576	5687	7410	9211	11119	11929		

(2) 非配偶者間人工授精（AID）を実施する登録施設及び出生児数

○ 登録施設数：26施設（平成13年3月31日現在）<平成12年3月31日：22施設>

○ 患者総数：1,134人（平成11年）<平成10年：1711人>

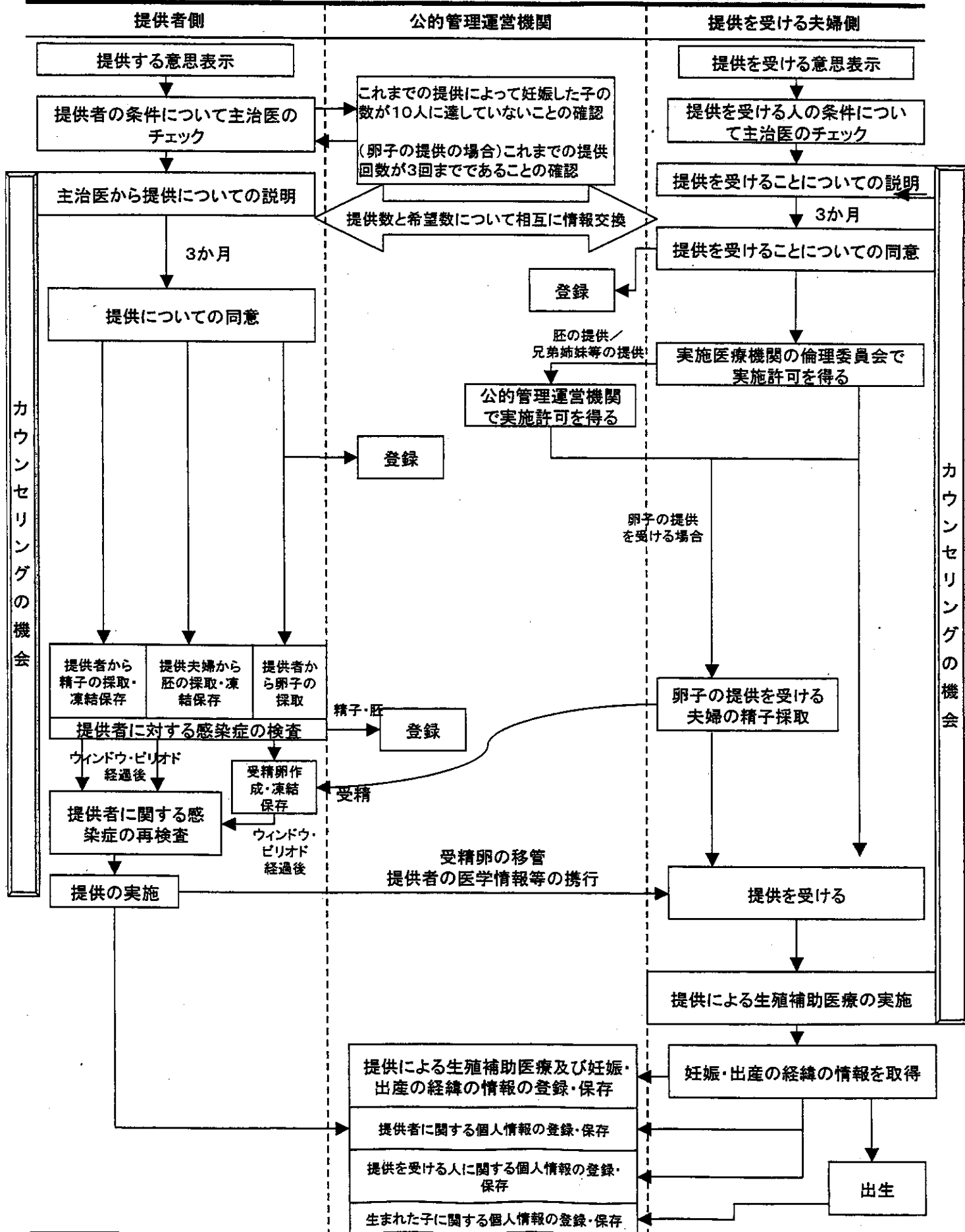
○ 出生児数：221人（平成11年）<平成10年：188人>

※1 日本産科婦人科学会では、昭和61年3月より、体外受精・胚移植（IVF・ET）、配偶子卵管内移植（GIFT）、接合子卵管内移植（ZIFT）等及び提供精子による人工授精（AID）の臨床実施について登録報告制を敷き、報告内容の集計・分析を行い、その結果を公表している（提供精子による人工授精（AID）については平成10年分より公表。）。

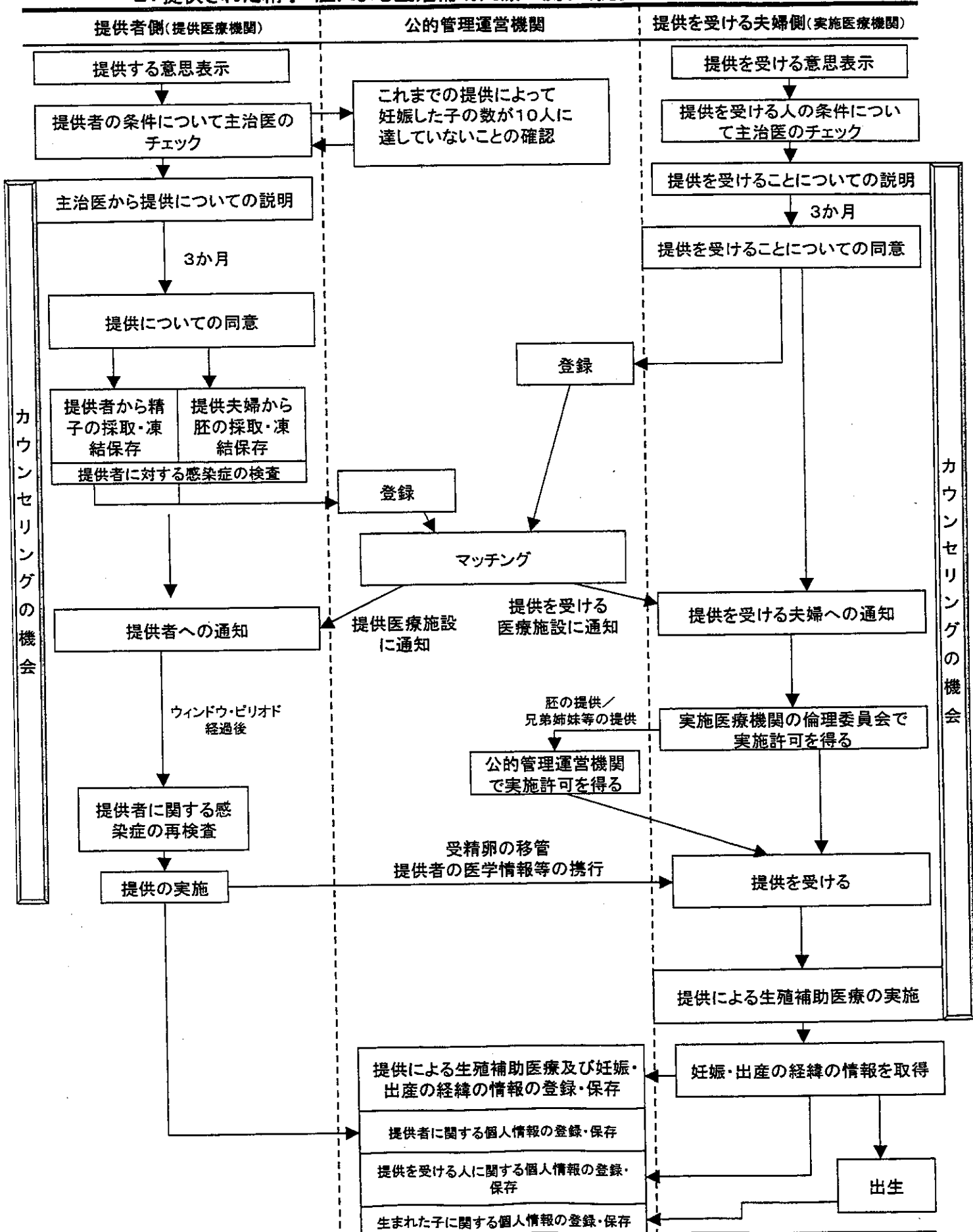
※2 体外受精・胚移植等の登録施設数については、平成元年～平成11年は12月31日現在、平成12年及び平成13年は3月31日現在の数である。

提供された精子・卵子・胚による
生殖補助医療の流れ

1. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の流れ(提供数>希望数 の場合)



2. 提供された精子・胚による生殖補助医療の流れ(提供数<希望数 の場合)



3. 提供された卵子による生殖補助医療の流れ(提供数<希望数 の場合)

